

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第31号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏面）注意事項2中「被保険者証、加入者証又は組合員証（電子資格確認（    ）を削り、「に規定する」を「の規定による」に、「をいう。）による場合には、個人番号カード）に添えて」を「、資格確認書の提示その他の方法により、被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であることの確認を受ける際に」に、「提出して」を「提示して」に、「提出しない」を「提示しない」に改める。

第2号様式（裏面）注意事項2中「被保険者証、加入者証又は組合員証（電子資格確認（    ）を削り、「に規定する」を「の規定による」に、「をいう。）による場合には、個人番号カード）及び」を「、資格確認書の提示その他の方法により、被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者であることの確認を受ける際に、」に、「提出して」を「提示して」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）